

日本海総合病院 医療安全管理指針

平成23年1月改訂

(医療安全管理に関する基本的考え方)

第1条 医療現場では、医療従事者のちょっとした不注意が、予期しない状況や、医療上望ましくない事態を引き起こし、患者の健康や生命を損なう結果を招くことがある。

病院及び病院職員には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められており、日々検討を積み重ねる中で、患者に実害を及ぼすことのないような仕組みを院内に構築していくことが必要である。

本指針はこのような考え方のもとに、職員個人レベルでの事故防止への取り組みと、病院全体での組織的な事故防止対策の二つの対策を推進することによって、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者が安心して医療を受けられる環境づくりを目指すものである。

(医療安全管理に係る体制確保のための組織に関する基本的事項)

第2条 本院の安全管理体制の確保及び推進のため、次に掲げる組織、人員等を配置し、別途日本海総合病院医療安全対策規程に定める。

- (1) 医療安全対策委員会
- (2) 医療安全室
- (3) 医療安全管理者(セーフティマネージャー)
- (4) 医薬品安全管理責任者
- (5) 医療機器安全管理責任者
- (6) 患者安全推進者(リスクマネージャー)

(医療安全管理に係る職員の教育・研修に関する基本方針)

第3条 医療事故防止マニュアル(以下、「マニュアル」という。)を策定し職員へ周知するとともに、安全管理に関する組織的な研修を計画的に実施する。

(医療事故等発生時の対応に関する基本方針)

第4条 医療事故が発生した場合には、患者に対しては医療上最善の処置を行うとともに、状況の悪化に直ちに対応できる体制を整備する。また、患者・家族等に対しては、誠実に速やかな事実の説明を行なう。重大な医療過誤が発生した場合は、現場当事者のみならず病院全体が組織として対応する。

(医療事故等の報告及び改善策の立案に関する基本方針)

第5条 医療に係る安全管理の確保のために、患者に実害のない事例も含めて広く医療事故報告を収集し、調査・分析に基づく改善策の策定及びその実施状況の評価を行う。

(当該指針の閲覧に関する基本方針)

第6条 本指針については、本院のホームページ及びインターネットに掲載し、全職員及び一般にも公開するものとする。

(患者からの相談への対応に関する基本方針)

第7条 患者やその家族からの苦情及び相談については、医事相談窓口を設置し、医療内容に関するもの、入退院・医療福祉に関するもの、及びその他の苦情・相談に関するものについて、それぞれ体制を整備し適切に対応する。

(その他医療安全の推進のために必要な基本方針)

第8条 医療安全の推進のため、マニュアル及び改善策の見直しを継続して行い、改正内容については、職員への周知徹底を速やかに行なう。

他の医療機関等の安全対策や医療事故等の有用な情報収集を行い、必要があると判断された場合には、職員への周知を速やかに行なう。

附 則

この指針は、平成21年4月1日から施行する。

この指針は、平成23年1月1日から施行する。